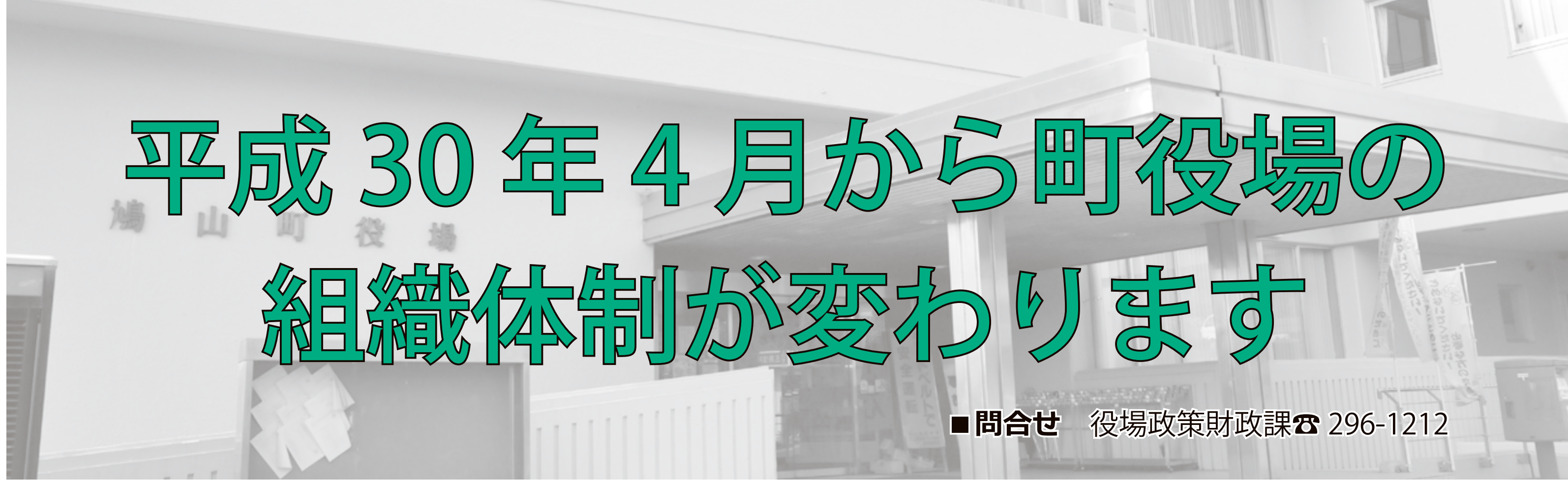

平成30年4月から町役場の組織体制が変わります

■問合せ　役場政策財政課☎ 296-1212

財政規模に見合った職員数で町を維持・活性化する組織へ

町は、平成15年4月に組織改正を実施しました。そして、翌年度に策定した行財政改革計画に基づき、職員数を169人から139人に縮減しました。しかし、人口減少と高齢化が県内でも例をみない速さで進んでおり、それに伴い町税が大きく減少しています。そのため、財政構造を抜本的に見直す必要があり、平成30年度から、段階的に組織改正を行うこととしました。

計画期間を5年間とし段階的に実施

職員数を縮減しながら行政サービスを維持するためには、実施内容を修正し、段階的に実施することが必要です。そこで、今回の組織改正の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間としています。

職員数の縮減に伴い課を統合

今回の組織改正では、その基本理念を「人口及び財政規模に見合った職員数で、町を維持・活性化する、総合連携型の組織づくり」としています。そして、具体的な目標として、平成34年度までに、職員数を139人から123人に、課等を15から10に縮減・統合するとともに、指定管理者の管理施設を6施設から8施設に増やすこととしています。

チーム力を高め行政サービスを維持

今回の組織改正に伴い、課等の場所が変更となり、皆さまにはご迷惑をおかけいたします。

しかし、課等の統合再編は、「窓口業務の連携強化」「少ない職員数でサービスレベルを維持」「産業環境共生型の活性化政策を推進」「職員数の少ない課等を減らし、チーム力を高める」などの視点で実施するものでございますので、ご理解をお願いいたします。

本庁舎内の配置が変わります

(旧)生活環境課・北部地域活性化推進室の業務に関する窓口は3階へ移動します

(旧)生活環境課と北部地域活性化推進室は、3階の『産業環境課』に移動しますのでご注意ください。皆さんの暮らしに関係する(旧)生活環境課の業務(空き地の適正管理・犬の登録・交通安全・水質保全・浄化槽など)に関する手続きやご相談は、3階の『産業環境課(☎ 296-5895)』までお願いいたします。

1階の各種窓口が同フロア内で変わります

(旧)健康福祉課で行っていた「子育て支援」と(旧)高齢者支援課で行っていた「後期高齢者医療」を、『町民健康課』で行います。また、(旧)健康福祉課で行っていた「地域福祉」「障害者福祉」を『長寿福祉課』で行います。

なお、各種支払い窓口となっていた「出納室」は、引き続き同じ場所で手続きを行えます。

本庁舎 **1階**　※緑色部分が変更

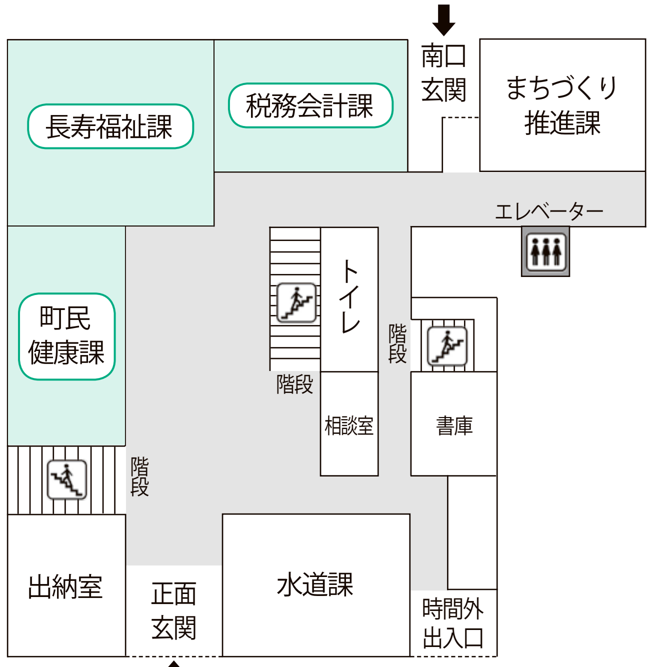

平成30年3月まで

課	階
税務課	1階
出納室	1階
町民課	1階
健康福祉課	1階
高齢者支援課	1階
まちづくり推進課	1階
水道課	1階
総務課	2階
政策財政課	2階
議会事務局	2階
北部地域活性化推進室	2階
生活環境課	2階
産業振興課	3階
教育総務課	3階
生涯学習課	3階

15課・室・局(職員数139人)

平成30年4月から

課	階	内容
税務会計課	1階	
町民健康課	1階	町民サービス・子育て支援・保険年金・後期高齢者医療に関すること☎296-5891、FAX296-1945
長寿福祉課	1階	地域福祉・障害者福祉に関すること☎296-1241　介護に関すること☎296-1210　FAX(共通)296-3390
まちづくり推進課	1階	
水道課	1階	
総務課	2階	
政策財政課	2階	
議会事務局	2階	
産業環境課	3階	環境・交通関連☎296-5894、農商工業関連☎296-5895、北部地域・観光振興等関連☎296-7887　FAX(共通)296-7557
教育委員会事務局	3階	学校教育などに関すること☎296-1227、生涯学習に関すること☎296-1263　FAX(共通)296-7557

10課・局(職員数132人)

本庁舎 **3階**　※緑色部分が変更

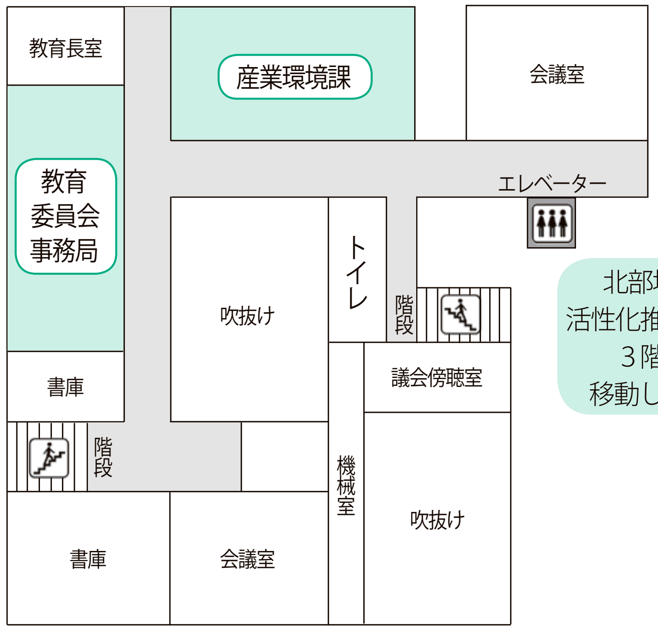
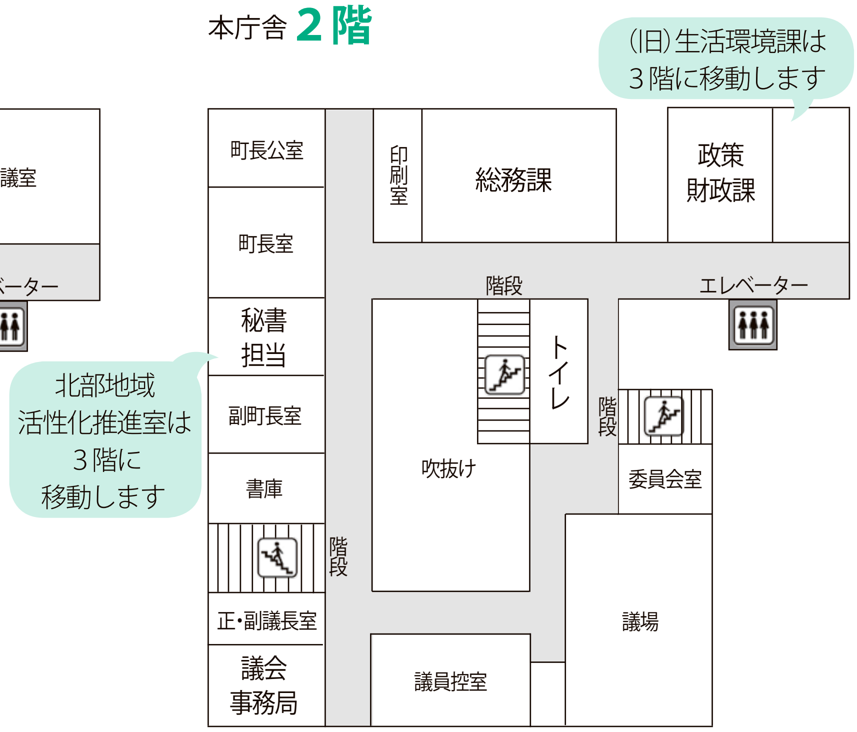
本庁舎 **2階**